資料12

国土強靭化

強くて、しなやかなニッポンへ

NATIONAL RESILIENCE

地域における地方創生と国土強靭化の連携

内閣官房国土強靭化推進室 説明資料

1月14日　地方創生に関する説明会

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法　概要

平成25年12月11日
公布・施行

基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- 人命の保護が最大限に図られること。
- 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 迅速な復旧復興に資すること。
- 施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- 既存社会資本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靱化基本計画の策定

※**国土強靱化に係る国の他の計画等の指針**となるべきものとして、**国土強靱化基本計画を定める**こと。

〇策定手続

◆ 案の作成（推進本部）

※ 都道府県、市町村等の意見聴取

※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆閣議決定

〇記載事項

・対象とする施策分野　・施策策定に係る基本的指針

・その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

評価結果に基づき策定 ← **脆弱性評価の結果の検証**

脆弱性評価の実施

※ 国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

- 推進本部が指針を作成。
- 最悪の事態を想定し、総合的・客観的に行う。
- 関係行政機関の協力を得て実施。

調和

国土強靱化地域計画の策定

※ 国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、 国土強靱化地域計画を定めることができる。

［ 都道府県・市町村が作成 ］

指針となる

国の他の計画（国土強靱化基本計画を基本とする）

国による施策の実施※**内閣総理大臣**による**関係行政機関の長**に対する**必要な勧告**

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

国土強靱化推進本部の設置

※ 国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。

【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官,国土強靱化担当大臣,国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣

※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

〇 国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討

〇 国民及び諸外国の理解の増進

（参考）国土強靱化基本法における地方公共団体関連条文

（地方公共団体の責務）
第四条　地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者及び国民の責務）
第五条　事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）
第六条　国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（国土強靱化基本計画）
第十条　政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。
２（略）

（国土強靱化地域計画）
第十三条　都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）
第十四条　国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

国土強靱化地域計画の策定に向けた取組み（予定を含む）を公表している都道府県

平成28年1月7日現在の状況
計画策定中（予定含む） 32都府県
計画策定済み 13道県

凡例
策定中（予定含む）都府県
策定済み道県
取組みについて未公表の県

※ 平成27年度モデル調査の実施団体

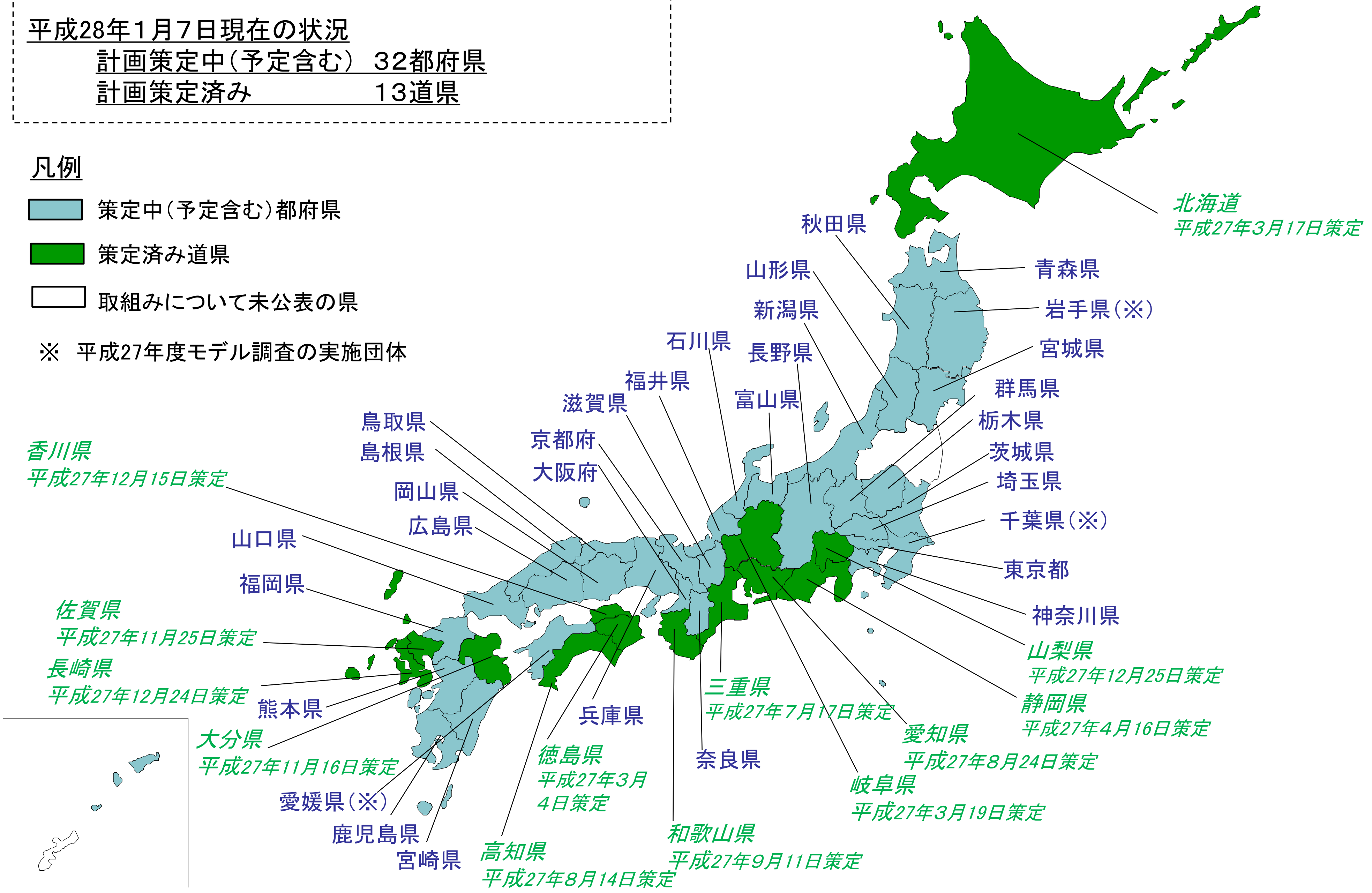

国土強靱化地域計画の策定に向けた取組み(予定を含む)を公表している市区町村

平成28年1月7日現在

凡例　青字:策定中(予定含む)市町村、緑字:策定済み市区町、※:平成27年度モデル調査の実施団体

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	札幌市(※)	滋賀県	東近江市
青森県	むつ市(平成27年10月30日策定)	京都府	
岩手県		大阪府	大阪市(※)、堺市
宮城県		兵庫県	
秋田県		奈良県	
山形県		和歌山県	和歌山市、田辺市、広川町(平成27年7月9日策定)、御坊市(※)、上富田町(※)、那智勝浦町、串本町、北山村
福島県		鳥取県	
茨城県		島根県	
栃木県		岡山県	岡山市
群馬県		広島県	
埼玉県		山口県	
千葉県	旭市(平成27年3月23日策定)	徳島県	海陽町(※)
東京都	荒川区(平成27年8月31日策定)	香川県	
神奈川県	川崎市	愛媛県	
新潟県	新潟市(平成27年3月26日策定)	高知県	高知市(平成27年7月1日策定)
富山県	富山市	福岡県	
石川県		佐賀県	
福井県		長崎県	
山梨県	山梨市(※)、大月市(※)	熊本県	
長野県	松本市(平成27年5月11日策定)、東御市(※)	大分県	大分市
岐阜県		宮崎県	
静岡県	焼津市(※)、掛川市(※)、小山町(※)	鹿児島県	
愛知県	名古屋市(平成27年10月29日策定)、田原市、豊橋市	沖縄県	
三重県	南伊勢町(平成27年10月28日策定)	計画策定中(予定含む)　24市町村 計画策定済み　9市区町	

地域計画策定に係る主な支援

○地域計画策定セミナー（担当者向け、平成28年2月24日～25日＠東京）

○国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第2版）の公表と冊子の配布

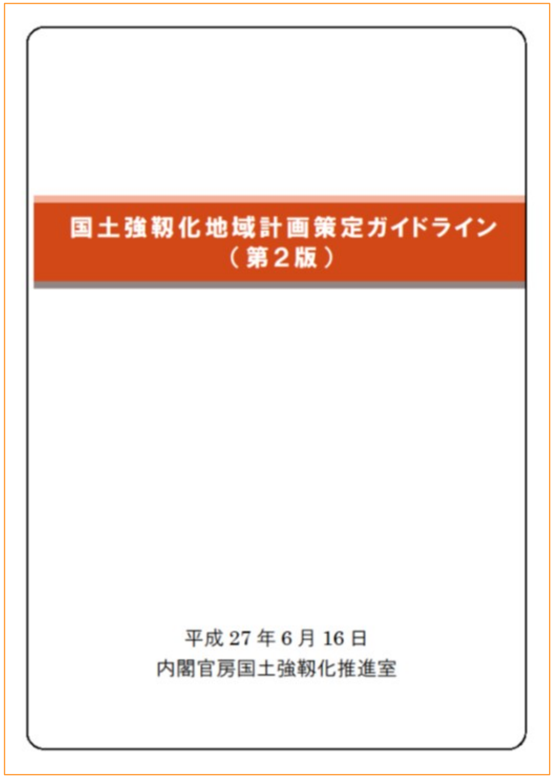
国土強靭化地域計画策定ガイドライン
（第２版）

平成２７年６月１６日
内閣官房国土強靭化推進室

○ 出前講座（平成27年4月以降約40件開催）

国土強靭化地域計画に関する出前講座を始めました

- ○ 地域計画について解説し疑問に応えるため、内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣。
- ○ 関連の交付金・補助金の交付の判断にあたっては、地域計画に基づく取組に一定程度配慮。
- ○ 地域計画を策定した都道府県・市町村からは、「起きてはならない最悪の事態」について、自分たちの地域を念頭に自ら検討を行うきっかけとなった等の声も寄せられています。

1　目的

国土強靭化基本法第13条の規定により地方公共団体において定めることができるとされている国土強靭化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定が全国の都道府県・市区町村で進んでいます。

この地域計画の策定については、それぞれの都道府県・市区町村で初めてのことであり、制度面や実務面で疑問を持たれることも多くあるかと思います。そこで、地域計画についてわかりやすく解説し疑問に応えるため、内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣します。

2　対象

都道府県・市区町村の職員及び議員（その他の場合も御相談に応じます）

3　実施方法

都道府県・市区町村が主催する研修会等に講師として内閣官房の職員を派遣し、地域計画に関する説明及び質疑を行います。

4　主な講習内容

以下の内容について、内閣官房が資料を作成します。

①基本法の概要
②国土強靭化基本計画の概要
③脆弱性評価
④国土強靭化基本計画と地域計画のイメージ
⑤地域計画の策定推進・支援
（その他、国土強靭化に関連して希望するテーマがあれば御相談に応じます）

5　その他

- ○ 研修会等の会場の確保（機器も含む。）、出席者への案内、資料のコピー等については、主催の都道府県・市区町村において行って下さい。
- ○ 申し込みが多数の場合、日程調整をさせて頂きます。

【問合せ先】
〒100-8968　東京都千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎第8号館
内閣官房国土強靭化推進室　服部、伊藤
TEL：03-6257-1775
E-mail：i.national.resilienceアットマークcas.go.jp
（メール送信の際には「アットマーク」を「@」にしてください。）

国土強靱化地域計画に基づき実施される
取組みに対する関係府省庁の支援について

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

趣旨等

〇国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠。
〇地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく取組みの推進に向けた、政府による支援策の一環としてとりまとめ、公表するもの（平成27年１月23日開催の関係府省庁連絡会議において決定）。

概要

〇標記関係府省庁の支援についての方向性
　地方公共団体により策定される国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対し、政府として、３０の関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援を講じる。
（平成２７年度当初予算　総額　約１兆３，７００億円）

〇標記関係府省庁の支援の内容
・交付金・補助金の交付の判断にあたって、一定程度配慮
・このほか、「公共施設等総合管理計画」の策定に係る地方財政措置

国土強靱化地域計画に基づき実施される
取組みに対する関係府省庁の支援について

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組みに対する関係府省庁の支援について」の対象となる交付金・補助金（平成27年度予算　総額　約1兆3，700億円）

【内閣府】地域再生基盤強化交付金、都市再生安全確保計画策定事業費補助金
【警察庁】都道府県警察施設整備費補助金（警察施設整備関係）
　　　　　特定交通安全施設等整備事業に係る補助金
【総務省】地域公共ﾈｯﾄﾜｰｸ強靱化等事業費補助金（放送ﾈｯﾄﾜｰｸ整備支援事業）
　　　　　無線システム普及支援事業費等補助金（民放ラジオ難聴解消支援事業）
　　　　　観光・防災Wi-Fiｽﾃｰｼｮﾝ整備事業
　　　　　無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業）
　　　　　消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金
【厚労省】社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金
　　　　　地域介護･福祉空間整備等施設整備交付金、保育所等整備交付金
【農水省】農村地域防災減災事業、農山漁村活性化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ支援交付金、強い農業づくり交付金
　　　　　鳥獣被害防止総合対策交付金、治山事業、森林・林業再生基盤づくり交付金
　　　　　森林・山村多面的機能発揮対策交付金、水産基盤整備事業、強い水産業づくり交付金
　　　　　農山漁村地域整備交付金
【経産省】自立防災型高効率給湯器導入支援補助金、石油製品利用促進対策事業費補助金
　　　　　地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金、石油製品流通網維持強化事業費補助金
【国交省】防災・安全交付金
【環境省】二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業）

国土強靭化と地方創生の連携について

国土強靭化 NATIONAL RESILIENCE

内閣官房 国土強靭化推進室

策定・推進支援 / 知見共有

地方公共団体

国土強靭化地域計画
（目標、KPI、PDCA）

（連携の視点例：提言及び連携事例集より）

○**東京一極集中からの脱却（BCPの視点から）**
- 企業等の本社機能移転（被災時の業務継続）（例　アクサ生命㈱の札幌本社設立）
- テレワークの推進（サントリー）
- 首都圏のバックアップ拠点（例　北海道、新潟市国土強靭化地域計画）

○**産業の創出、活性化と技術開発（防災・減災）**
- 産業の創出（例　森林管理・住宅耐震化のための高知県CLT建築推進協議会）
- 防災関連産業の振興　（例　高知県防災関連登録製品）
- 災害に強い自立分散型エネルギーの導入（例　真庭市バイオマス発電、鰺ヶ沢町風力発電）
- ICTを活用した災害対応（例　石巻市ICT戦略会議、岐阜県救急医療支援情報流通システム）
- 被災者の健康維持のための技術開発（例　東北大学革新的ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ創出ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）

安定的な経済活動を支える基盤

連携
（限りある資源の有効活用）

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

策定・推進支援 / 知見共有

地方公共団体

地方創生地方版総合戦略
（目標、KPI、PDCA）

（2020年KPIの例：政策パッケージより）

○**地方への新しい人の流れをつくる**
- 東京圏から地方への転出　4万人の増加
- テレワーク導入数　2012年度比3倍
- 地方拠点における雇用者数を4万人増加

○**地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする**
- 年5万m3のCLT生産体制を構築
- 分散型エネルギーに関する窓口への相談件数
- 放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度比3倍
- 大学と地域の企業等との共同研究数を7800件に高める
- ベンチャー企業の付加価値額を10年で2倍に拡大

○**時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する**
- 消防団員数の維持
- 全都道府県にLアラートを導入

新たな需要の創出による地域・経済活性化

相乗効果

持続可能な経済成長の実現

【事例⑤】北海道、新潟県新潟市　「国土強靭化地域計画（案）」

【概要】

「国土強靭化地域計画」の策定を進めている北海道や新潟市では、それぞれの自治体の防災・減災力の強化とともに、大規模災害発生に伴う首都圏の機能喪失に備えるバックアップ拠点となることを目標に掲げている。

北海道では、広大な穀倉地帯を背景とした高い食料供給力、札幌市をはじめとする高度な都市機能、整備された港湾・空港機能を地域の特性(優位性)と認識し、「北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する」ことを計画の目標の一つに掲げている。

新潟市では、首都直下地震などの被災リスクの大きい東京・太平洋ベルトによって構成される「一極一軸型」の国土軸から、リスクフリーな日本海側も含めた「多極多軸型」国土軸の形成を目指している。中でも、首都圏と複数のルートで直結されている優位性を活かし、大規模災害発生時に首都圏の代替機能、救援拠点にもなり得るよう検討・取組を進めている。

【期待される効果】

■　災害時
- ○ 首都圏が大災害で壊滅した際の代替拠点・救援拠点の役割が期待される
- ○ 地域自体の防災・減災力の強化につながる

■　平時
- ○ 企業誘致により雇用が創出できる
- ○ 地方の人材流出を防止する
- ○ 強靭化施策の推進による投資が、地元産業の育成・活性化につながる

■　経済効果
- ☑ 経済へのマイナス効果の軽減
- ☑ 官民の「投資」を通じての内需の拡大
- ☑ 強靭化施策が経済成長を牽引

①北海道「北海道強靭化計画」

■国土強靭化を支える北海道の強み■
（1） 地理的な優位性
（2） 高い食料供給力
（3） 多様なエネルギーポテンシャル
（4） 利用度の高い土地と都市機能
（5） 耐災害性に優れた寒冷地技術

■被災リスクの最小化に向けたバックアップ機能の発揮■

リスク分散の受け皿
◇本社機能や生産拠点の移転・立地の促進
◇データセンターの立地促進
◇国内、海外との情報通信ネットワークの整備

食料・エネルギーの安定供給
◇食料生産基盤の整備
◇道産農産物の産地備蓄の推進
◇再生可能エネルギーの導入拡大
◇送電網等の電力基盤の整備

被災地への緊急支援
◇広域応援・受援体制の整備

■北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークの整備■
◇北海道新幹線の整備
◇道内交通ネットワークの整備
◇空港の機能強化
◇港湾の機能強化

②新潟市「国土強靭化計画（案）」

出典：北海道HP、新潟市HP

地方創生との連携を地域計画に位置付けた例

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

大分県国土強靱化地域計画（抜粋）

（横断的分野の推進方針）

（２）地域の生活機能の維持・地域の活性化

○　少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、集落同士をネットワークで結び、集落の内外で人が行き交い、助け合い、個々の機能を分担・補完し合う「ネットワーク・コミュニティ」を実現する必要がある。このため、地域公共交通の確保・維持や道路整備等による地域生活交通システムを形成する。また、必要に応じて各集落にある生活拠点の多機能化を図ることとし、柔軟な発想や規制緩和により、少子化で廃校となった校舎を活用したコミュニティ・ビジネスや、平時は地区の集会所として活用する避難所の整備、道の駅の機能強化などを実施する。

○　若者の定住やUIJターンを促進するため、地域資源を活用した産業振興による就労の場の確保や、空き家の活用等による住環境の整備を図るとともに、子どもたちに郷土の自然・歴史・文化・偉人の素晴らしさを伝え地域を愛する心を育むことに努める。

○　災害に強い人づくり・地域づくりは地域の活力強化にもつながる。平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う消防団の体制・装備・訓練を充実強化する。

※大分県ホームページより

国土強靱化地域計画と地方創生の地方版総合戦略について

平成27年7月7日付 各都道府県国土強靱化担当部、地方創生担当部あて
内閣官房国土強靱化推進室、まち･ひと･しごと創生本部事務局　事務連絡

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が平時･有事のいずれを主な対象としているのかの点で相違はあるものの、**双方とも、同じく地域の豊かさを維持･向上させるという目的を有するもの**です。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災･減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、都道府県又は市町村（東京都特別区を含む。以下同じ。）は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされています。

これに関連し、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、「地域計画の策定･推進の支援、民間の取組の効果的な促進を行うほか、国土強靱化と地域活性化の取組との調和、連携により政策効果を最大限発揮させる。」、「社会資本の分野については、国土強靱化などの分野について、重点化した取組を進める。」とされ、まち･ひと･しごと総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）においては、「国土強靱化等、安全･安心に関する取組を地方創生の取組と調和して進めていく。」ことが示されています。また、まち･ひと･しごと創生基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）においても、同旨のことが示されたところです。

このことから、**両者の相乗効果を高めるためには、地方創生の地方版総合戦略と国土強靱化地域計画が、調和しながら策定されることが効果的**です。

上記の旨を御理解頂くとともに、おって、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

まとめ

○　国土強靱化の取組と地方創生の取組は、施策の効果が平時、災害時の違いがあるものの地域の豊かさを維持・向上させる点で同じ取組である。

○　このため、地方創生の地方版総合戦略の取組を国土強靱化地域計画の取組と連携させ一体的に推進することで双方ともに相乗効果が期待できる。

○　特に市町村においては、地方版総合戦略と合わせ、国土強靱化地域計画を策定し、地方創生と国土強靱化の取組を連携して進めて頂きたい。